

# 魚沼市地域福祉推進計画

第2次魚沼市地域福祉計画  
第1次魚沼市地域福祉活動計画



平成25年3月

魚 沼 市  
社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会

## はじめに



魚沼市は豪雨、豪雪と3年連続の災害が続いています。そのような時こそ注目されるのが地域のつながり、普段からの近所づきあいの関係です。近年の少子高齢化、核家族化の進行、また、人々の価値観の多様化等の社会環境の変化により、昔ながらの地域のつながりが希薄化しています。市民のみなさんが安心して暮らせるまちづくりを進めていくには、お互いに助け合い、支えあいながら暮らしていける仕組みづくりは不可欠です。この度策定した「魚沼市地域福祉推進計画」は、これまでの地域福祉計画を継承しつつ、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体化させることにより、より実効性のある計画として策定しました。この計画を進めていくには、市民の皆様、関係団体、市の協働が無ければ実現できません。これからも市民の皆様、関係団体の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、熱心なご審議をいただきました策定委員の皆様や関係各位に心から感謝申し上げます。

平成25年3月

魚沼市長 大平 悦子



少子・高齢化、核家族化などとともに経済・社会情勢の変化は、今後も予想を超えた形で現れるものと考えられます。

本市では、過去20年間に15%の人口が減少する中で、年少人口は45%減少し、高齢人口は42%増加しました。一世帯当たりの平均世帯員数は減少し続けて、3.1人になっています。

「結い」の精神に根ざして強い絆で結ばれた、「住民相互が助け合い、支え合う」ことが、今揺らぎ始めています。私たちはこうした現状を見つめ直して見る必要があります。「多くの方が福祉に関心を寄せ、参加するようになることが、福祉をより良いものに導く原動力になると思います。」これは、最近読んだ本の印象に残る一節です。この計画が、福祉に携わる皆さんの座右にあって、活動の道しるべとなることを願ってやみません。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました策定委員をはじめ、アンケートにご協力いただきました多くの市民の皆さんに心から厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会 会長 荒井 弘康

# 目次

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の見直しにあたって(策定計画の一体化)	2
3	計画の位置づけ	4
4	策定体制	5

## 第2章 魚沼市の状況

1	人口の推移	6
2	世帯の状況	7
3	要介護認定者の状況	9
4	障がい者の状況	10
5	要援護者の状況	11
6	要支援者の状況	12

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

1	基本理念	13
2	基本目標	14
3	計画の体系	15

## 第4章 基本目標と目指す取り組み

1	基本目標Ⅰ	支え合いにより安心して暮らせるまち	16
2	基本目標Ⅱ	様々な福祉サービスが利用しやすいまち	23
3	基本目標Ⅲ	みんなが福祉活動に参加できるまち	30

## 第5章 計画を推進するために

1	計画の普及	40
2	計画の進め方	40
3	計画の進行管理・評価	41

## 資料編

1	魚沼市地域福祉計画策定委員会設置要綱	42
2	魚沼市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	43
3	魚沼市地域福祉計画策定委員会・魚沼市地域福祉活動計画策定委員会	44
4	魚沼市地域福祉計画策定庁内検討委員会	46
5	魚沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定作業部会	47
6	パブリックコメント	48

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

近年、核家族化が一段と進行し高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりが希薄化するとともに、地域との関係をもたない人が増えるなど、地域での問題解決が難しくなっています。

さらに、高齢者の孤立死、子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、虐待、貧困、自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。

また、中越地震や新潟・福島豪雨、豪雪など災害が起こる度に、高齢者や障がい者などの災害時要援護者と呼ばれる人たちの被害が目立っており、現在その対応が求められています。

このように複雑・多様化している社会問題や生活上の諸課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。

そのため、行政による福祉サービスの充実と地域住民等による相互の助け合い、支え合いの促進を両輪として、地域福祉の向上に取り組むことが求められます。

魚沼市及び魚沼市社会福祉協議会では、第1次魚沼市地域福祉計画（平成22年度から平成24年度）の評価を踏まえ、必要な見直しを行い、地域住民が互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進め、魚沼市に住むすべての人々が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、平成25年度からの計画を策定します。

## 2. 計画の見直しにあたって（策定計画の一体化）

### □魚沼市地域福祉推進計画とは

魚沼市が策定する「地域福祉計画」と魚沼市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進という目的を同じくする計画であり、かつ両計画の整合性を図って策定することが必要です。地域福祉推進のための理念や基盤、体制を示す地域福祉計画と、それを実行するための、市民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とするすべての団体の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、両者が揃うことで地域福祉を推進することが可能となります。

これらが一体となって策定されることにより、行政や市民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画となります。平成22年3月に策定した第1次魚沼市地域福祉計画は個別にまとめましたが、今回、魚沼市と魚沼市社会福祉協議会は共同作業により両計画を一体化した「魚沼市地域福祉推進計画」として策定します。

#### (1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、住民の最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

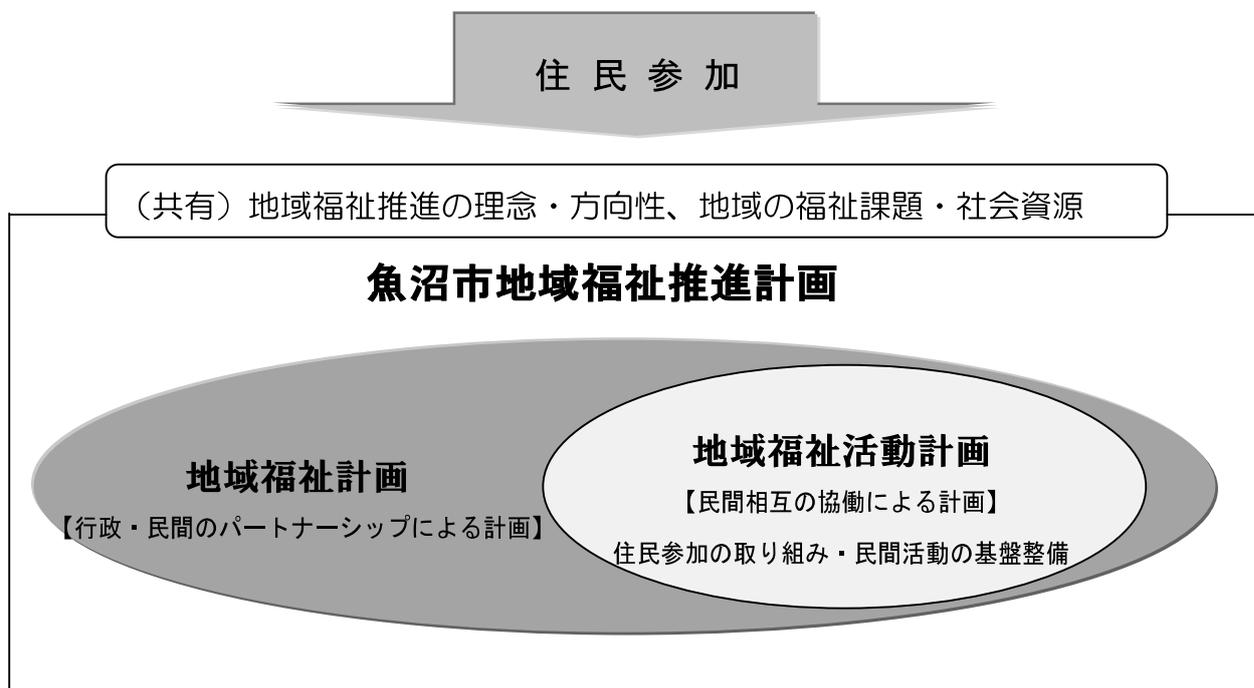
福祉に関する計画は、従来「高齢者」「障がい者」「児童」などの対象ごとに策定されていきました。「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、市民と共に、地域で支援を要するさまざまな人（高齢者、障がい者、子育て家庭をはじめとした日常生活で何らかの支援を要する人）の生活を支えていくための計画です。

#### (2) 地域福祉活動計画とは

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進のために社会福祉協議会が住民、福祉団体関係者らと共に策定する民間の活動・行動計画と位置づけられています。

計画策定の指針として、平成15年11月に全国社会福祉協議会が「地域福祉活動計画策定指針」を示しており、この指針において「地域福祉計画」と整合性を図った計画づくりを行います。

## 【魚沼市地域福祉推進計画の構成】



### □ 計画期間

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

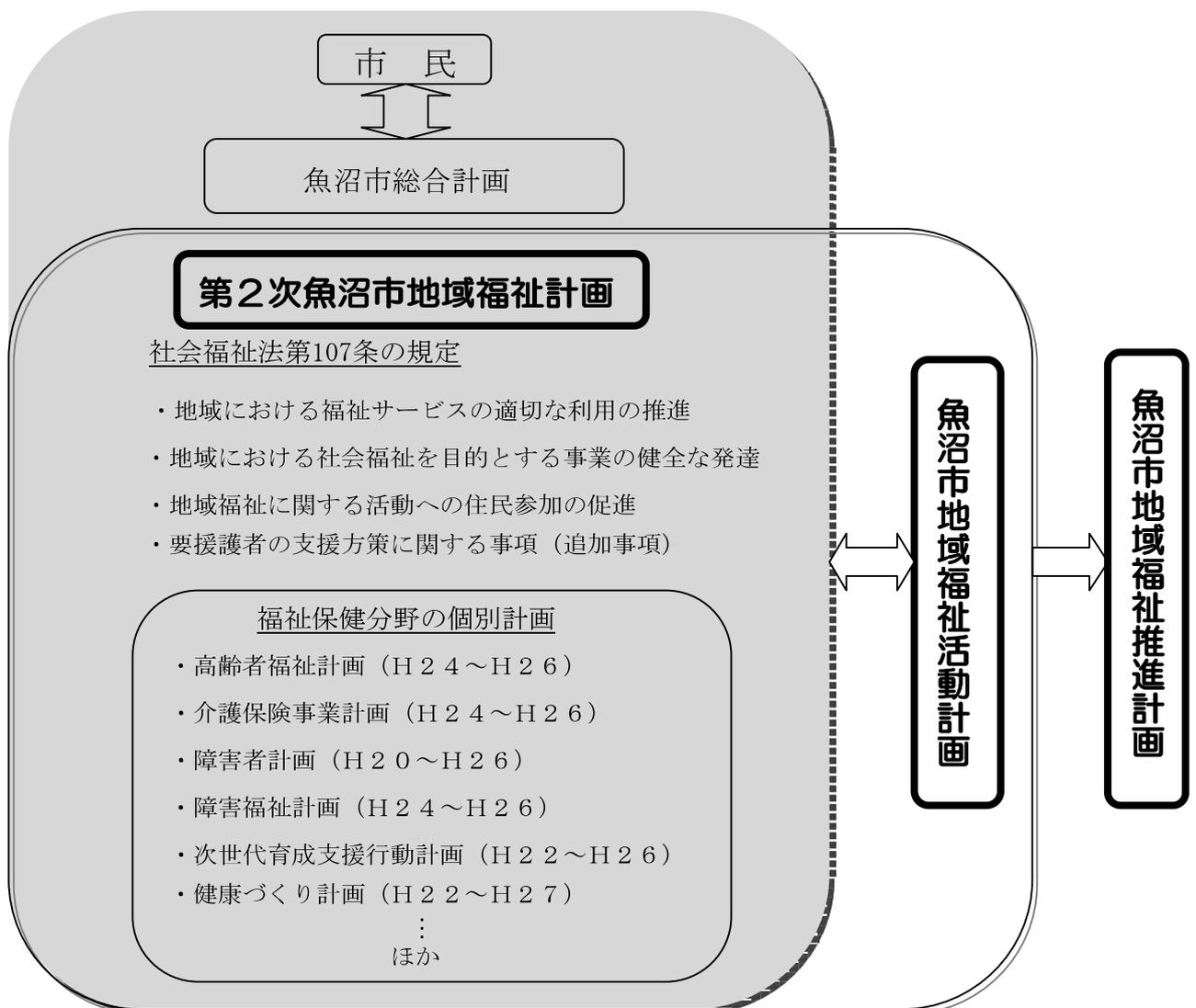
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
魚沼市総合計画											
				魚沼市地域福祉計画			魚沼市地域福祉推進計画 (魚沼市地域福祉計画+魚沼市地域福祉活動計画)				
						高齢者福祉計画					
						介護保険事業計画					
			障害者計画								
						障害福祉計画					
健康づくり計画											
				次世代育成支援行動計画							

### 3. 計画の位置づけ

第2次魚沼市地域福祉計画は、「魚沼市総合計画」に掲げられている「健康で安心して暮らせる保健と医療と福祉の充実したまちづくり」を目標に「誰もが安心して元気に暮らせるまちづくり」を計画の基本理念として、第1次（平成22年度から平成24年度）の計画を評価、検証した上で、第2次の計画として策定します。

また、最新の「高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」及び「第3期障害福祉計画」、進行中の「次世代育成支援行動計画」、「障害者計画」、「健康づくり計画」等の福祉保健分野の個別計画との整合性にも配慮し、策定します。

第1次魚沼市地域福祉活動計画は、第2次魚沼市地域福祉計画を発展させ、さらに地域課題に沿った地域主体の活動として展開していくため、第2次魚沼市地域福祉計画と一体化した計画として策定します。



## 4. 策定体制

計画の見直しにあたっては、地域福祉推進計画の主体である市民などの参加により、「住民意向調査」、「地域福祉関連団体へのヒアリング」などの意見を聴取し、市民の代表からなる計画策定委員会での検討、協議により策定します。

### 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務体制

